

# 令和 8 年度事業計画案

## 1. 相続登記促進事業

令和 7 年度に続き相続登記促進のための事業に取り組む。

令和 8 年 4 月 1 日、住所等変更登記の申請義務化部分が施行された。令和 4 年度から取り組み始めた相続登記促進事業の総仕上げとして、以下をはじめとする相続登記促進のための事業を行う。

- (1) セミナー・相談会の開催
- (2) 広報活動によって相続登記申請義務化を市民へ浸透させる
- (3) 行政機関と連携し相続登記は司法書士への流れを強固にする
- (4) 会員研修を通して更なる知識の定着とアップデートを図る
- (5) 関連団体と連携し市民や行政機関の需要を拾う

## 2. 空き家・所有者不明土地問題への対応

- (1) 行政機関との連携事業の促進

令和 7 年度までに県内 28 市町と空き家協定を締結するに至った。セミナーを多数開催するなど、空き家問題の解消・啓発活動に積極的な市町との協定活用例を集積し、協定締結のメリットを未締結市町へアピールする。

- (2) 空き家・所有者不明土地問題解決のサポート

セミナーや相談会開催を通して、予防策としての相続登記の重要性、遺言の作成推奨、相続土地国庫帰属制度の利用等を市民に周知していく。協定締結市町から困難事例の情報提供を受け、権利関係の整序を通して流通に乗る物件を生み出し、空き家問題等の解決に取り組む。

## 3. 司法書士法改正に向けて

来るべき司法書士法（昭和 25 年法律第 197 号）改正に向けて、現場の実務における問題点を司法書士法に落とし込み、会員の理解を深め改正への関心を高める事業を行う。

## 4. 会の財務状況と会則等の改正 “緩やかな縮小” へ向けて

静岡県司法書士会は、昭和 25 年の（新）司法書士法設置以降一貫

して会員数が増加し平成30年に最大500名を数えるまでになったが、その後は入会者が減少し令和元年から会員数が減少に転じた。実はこの間も全国の司法書士数は漸増している。しかし、会員数が伸びているのは大都市圏の司法書士会のみであり、地方の司法書士会は会員数の減少に歯止めがかからない。静岡県司法書士会も、会員数増加の時代は終わり、会員数減少トレンドに入ったことを前提として会のあり方を考えていく必要がある。

今後の司法書士会は“緩やかな縮小”を意識して会のあり方を考えていくべきである。将来の会員に健全な運営を委ね静岡県司法書士会を残していくための取り組みを行う。

#### (1) 普通会費のあり方について

日本司法書士会連合会から、令和8年6月開催の第91回定時総会において、連合会費のうち普通会費・特別会費・登録等手数料の値上げをする会則改正を行うとの通告があった。令和9年10月分の会費から適用予定とのことである。

近年の急激な物価の上昇により、固定資産税などの会館維持費・水道光熱費・通信費・人件費などの固定費の支払いが増え事業費を圧迫していて、事業の統合縮小による委員等の旅費日当の削減・WEB会議を利用することによる通信費などのコスト削減を継続的に行ってきたが予備費を取り崩しながら会を運営していること、加えて業務のIT化への対応のため連合会独自のシステムを構築し継続して更新していかなければならず多額の費用が今後にかかること、10年間会費の見直しをしておらずその間にデフレ経済からインフレ経済に転換したことによって実質的に会費収入の減少となっていること、大規模な災害が頻繁に発生し今後も同様のペースで災害が発生すると市民救援基金が枯渇すること、頻繁な法改正に対応するため研修事業に力を入れなければならないこと、などが値上げの理由として示されている。

この一年、連合会費の値上は会長会の場で毎回議題となり、全国の会長から様々な意見が提出された。その上で、連合会費の値上げを決定したものである。静岡県司法書士会として、連合会費の値上げに合わせて会費を値上げするか、会費を値上げせず現行会費の中から連合会費の値上げ分を支払うか、方針を決定する。

(2) 特別会計のあり方について

静岡県司法書士会には、①会館修繕特別会計、②自然災害対策特別会計、③財務安定化基金特別会計、④退職基金特別会計の4つの特別会計がある。うち、①～③について、普通会費のあり方に合わせて積立てを継続するか否かの方針を令和8年度中に決定する。④は事務局職員の退職金の引当てとなる特別会計であり長期計画に基づき積立てを継続する。

(3) 将来の会務の担い手を増やすための事業

前述の通り、司法書士会員数の自然減は長期的な傾向であり免れないと考える。この自然減は、若年層の司法書士が少なくなっていることに大きな原因がある。司法書士は、多様なバックボーンを持つ会員が多いことが強みであるから他業種からの転入は大いに歓迎したい。しかし、近年は20代で登録する司法書士が十数年前に比して極端に少なくなっていて、年齢層を視点として俯瞰すると司法書士制度は“多様”とは言い得なくなっている。司法書士試験の受験者数を増やし若年層の司法書士誕生に繋げていくため、県内大学との連携事業を強化し大学生のうちから司法書士を志望する学生を増やしていきたい。

(4) 選択と集中 会員に広く会務を分担してもらうために

静岡県司法書士会は、他会に比べ関連4団体の活動が活発な会であり、多くの会員が関連団体を含む会務に携わっているが、複数の団体に跨がって一部の会員に役職が集中する傾向がある。

司法書士会設置後会員数が増加の一途であった時代は、司法書士制度の維持発展のためすべての会員が何らかの会務に携わり役割を果たすことで司法書士制度の前進に寄与してきた。「次は自分の番」であり会務とは「みんなで行うものとする意識が共有されていた。しかしながら、司法書士会員数が増加する一方で受託事件が減少する時代になると、目の前の仕事を獲得することに精一杯となり、ワークライフバランス重視の価値観の普及と合わせ、会務は「誰かが」行うものという意識が強まっていったと考える。ましてや、会員数が減少する時代となればなおのこと会務の担い手不足が顕著となる。結果、一部の会員に会務や役職が集中することになっていると思料する。

司法書士会が将来も継続していくために、既存会員が広く薄く

会務を分担するあり方を模索する。また、役員のみ手不足解消の一助として、会の事業執行に重い責任を負う役員については静岡県司法書士会役員等手当支給規程を改正し手当額を増額する。加えて、会務に従事する会員の手当額を改善するため、静岡県司法書士会旅費規程の改正を検討する。

## 《総務部》

### 1. 会則・諸規則の整備

当会が定める会則・規則・規程類について、法改正等に合わせ、随時見直しを行う。また、改正されたものについては、迅速に会員に案内することとする。

### 2. 司法書士会館の管理及び設備の更新

修繕計画に則り、また、緊急的の必要に応じて、司法書士会館の修繕を計画的にまたは随時行っていく。会館竣工後20年以上が経過し、想定外の修繕箇所が増えつつあるので、日常点検を十分に行い、修繕必要箇所の把握と迅速な修繕を実施する。

中長期的な修繕のための資金の確保について、修繕計画を随時見直ししながら検証していく。

### 3. 静岡県司法書士会依頼者等の本人確認等に関する規程及び犯収法による取引時確認事項並びに特別事件報告制度の整理と周知

司法書士に求められる司法書士法上及び犯収法上の本人確認その他取引時確認事項並びに特別事件報告について、論点を整理、情報収集し、会員が同法を遵守して業務を行うことができるよう周知を図る。

### 4. 役員の予選、事前投票方法の環境整備

令和6年度に実施した電子投票の結果や動作状況等に基づき、来たる役員改選における円滑な予選実施及び役員の引継ぎが可能となるよう、必要に応じて関連規定の改正を行う等、より良い投票環境の整備を図る。

### 5. 会員の会務への参加促進

会務促進委員会が実施した委員長アンケートや同委員会による提言や議論を踏まえ、より多くの会員が会務に参加に関わることのできるような枠組み作りを考える。

## **6. 災害への備えと危機管理体制の整備**

近時の豪風雨水災害等が頻発している状況及び南海トラフ地震への備えが啓発されている状況等を踏まえ、災害が発生した際の会員の安否確認や被災者への法的支援等がスムーズに行えるよう、平常時から準備する。静岡県災害対策士業連絡会への参画などにより、他士業や行政等との情報交換や連携に努め、併せて災害備蓄品の管理も行っていく。

## **7. 改修後のCOMPASSの利用促進とWEB会議システムの活用**

昨年度導入した新COMPASSの使用方法的周知に努め、必要に応じた随時改良の検討を行う。

事務局職員の負担軽減及び事務の省力化、コスト削減及び情報提供の即時性を重視し、引続きCOMPASSやWEB会議システムの利用促進を図る。

## **8. 書庫整理**

書庫保管資料の整理を行う。また、資料等のデジタル化について検討する。

## **9. 会員の登録に関する事項**

司法書士登録事務の円滑な運営を図る。

## **10. 事務局の雇用・就労環境の整備**

就業規則の改正及びその他雇用に関する諸規程の改正並びに整備等を行い、当会事務局職員のより良い雇用・就労環境づくりをはかる。

また、事務局員の定年退職に備え、新規雇用を実施し、業務の継承が円滑に進むよう努める。

## **11. 業務賠償責任保険の維持・管理**

司法書士業務賠償責任保険を継続維持し、円滑な運用を図る。

## 1 2. 住宅金融支援機構等の承継登記にかかる事務管理

住宅金融支援機構等の承継登記に関する事務管理を継続する。

### 《経理部》

#### 1. 令和8年度の一般会計及び特別会計（退職基金特別会計、会館修繕特別会計、自然災害対策特別会計及び財務安定化基金特別会計）の収支予算案の狙い

##### （1）一般会計の予算編成の方向性

相続登記促進事業に重点を置き、大胆な積極予算を採用した令和4年度から令和7年度までの予算編成に対し、収入に見合った支出に近づけるべく、予算として対前年度比約1076万円の支出削減を図る。それでもなお全体の収支は約942万円の赤字予算となる。

##### （2）相続登記促進対策本部事業費

相続登記促進事業、空き家・所有者不明土地問題に関する事業費として、総務部事業費に予算を計上する。

##### （3）特別会計の予算編成の方向性

令和8年度はこれまでの予算規模を維持する。

#### 2. 一般会計及び特別会計の適正な収入の確認と管理

##### （1）一般会計の収入に関する補足説明

令和8年4月1日現在における当会所属会員数（法人会員を除く）は483名、法人会員数は33法人であり、この数を基に収支の予算案を作成している。

##### （2）退職基金特別会計の収入に関する補足説明

事務局職員の昇給を見込み、退職金規程に基づき算出した金額を積み立てる必要があるため、その分を増額する。

##### （3）財務安定化基金特別会計の収入に関する補足説明

令和7年度に引き続き、一般会計から財務安定化基金特別会計への繰り入れは行わない。

#### 3. 一般会計（部会・委員会等の各事業費、各管理費）及び特別会計

## の適正な執行状況の把握

### (1) 一般会計の事業費支出に関する補足説明

#### ① 会員福利厚生費

外部団体との交流を図るため、賀詞交歓会開催費用として137万円を計上する。

#### ② 総務部事業費

相続登記促進対策本部の予算は200万円とし、令和7年度より560万円(73.68%)削減する。

#### ③ 広報部事業費

対外広報活動費を抑え、令和7年度より131万円(22.47%)削減する。

#### ④ 助成金

長期相続登記等未了土地解消作業に関連して増額していた一般社団法人静岡県公共嘱託登記司法書士協会への助成金を100万円から30万円に縮減する。

### (2) 一般会計の管理費支出に関する補足説明

#### ① 人件費及び職員福利厚生費

事務局職員の新規雇用及び昇給を見込んで相当額を計上する。

#### ② 役員報酬

役員等手当支給規則に基づく役員報酬として、528万円を計上する。

#### ③ 事務消耗費

会務システム改修費用として105万6000円、司ホール音響設備更新費用として137万5000円を計上する。その他システム保守料、事務用品購入費の増額があるものの、583万円の予算を投じたCOMPASSリプレースが完了したことから、事務消耗費全体としては273万円(21.80%)の減額となる。

#### ④ 会費及び交付金

連合会費及び支部交付金について、期中の会員数の増減を見込んで、4月1日現在の会員数に一定人数を加算して予算計上する。

### (3) 特別会計の支出に関する補足説明

#### 会館修繕特別会計

令和8年度は、大規模修繕の予定はない。

#### 4. 支部会計との情報共有

源泉所得税納付手続き等について、各支部と情報を共有する。

#### 5. 本会会費及び特別会計についての検討

日司連会費の値上げが予定される中、当会の会費について、令和7年度に引き続きワーキングチームで検討を行う。また、当会の特別会計のうち、会館修繕特別会計、自然災害対策特別会計、財務安定化基金特別会計の積立額の上限等について意見を集約する。

#### 6. 事務局の現金取扱廃止

事務局の事務効率化、防犯、管理、監査等の観点から、事務局では現金を取り扱わないこととし、職印証明書等の発行手数料について、令和8年度からは口座振込のみとする。

### 《企画部》

#### 1. 登記法研究業務に関する事業

##### (1) パブリックコメントへの対応

不動産登記法、会社法・商業登記法及びそれらの他関連法令に関するパブリックコメント募集に応じて積極的に意見を述べ、さらにその内容、結果等について会員に発信する。

##### (2) 相続土地国庫帰属制度への対応

実務についての研究とともに、承認申請結果についての情報収集を行い、承認された土地と却下または不承認となった土地との差異等、会員の関心が高い事項について会員への情報提供に努める。

##### (3) 登記業務に関する会員間の情報交換の場の提供

「本日の登記日誌」を継続して発信する。

#### 2. 人権擁護に関する事業

##### (1) 「子どもの意見表明等支援事業」に係る受任の在り方について研究

法令上、子どもの意向形成支援、子どもの意見表明支援が制度

化された。私たちは、その担い手として先頭を走るべきであり、具体的業務としての受任の在り方を考え、会員に提供する。

(2) 「第22回日本高齢者虐待防止学会静岡大会」への支援

令和8年度、リーガルサポート静岡支部が「第22回日本高齢者虐待防止学会静岡大会」の実行委員会に委員を派遣し、同大会において演題発表を行う。虐待は正に人権侵害であり擁護が必要な分野であることから、当会事業としても積極的に支援すべきであると考えます。

(3) 「経済的困窮者に対する同行支援促進事業の実施要領」改定提案

昨今利用件数が低迷している同事業について再検討するため、「静司発第276号 経済的困窮者に対する同行支援促進事業の実施要領」の改定（廃止することも含む）を検討しその結論を然るべく提案する。

### 3. 司法書士法改正対策に関する事業

(1) 「司法書士法改正大綱」「令和7年度司法書士法改正特別要望」に関する研修の開催

“大綱”及び“特別要望”にある「家事代理権規定の新設」や「依頼に応ずる義務規定の廃止」は、私たちの業務に相当な影響を及ぼすというだけでなく、地域における私たちの実務に対する信頼や使命に対する評価にも大きな変化をもたらすものと想像できる。単に業務範囲の拡大＝権限を獲得し、義務から免れるから良いというだけの話ではない。

私たち自身が私たちの未来を切り拓いていくマインドを思い起こすための機会を会員に提供するために、主に支部単位での研修を開催したいと考える。

### 4. 犯罪被害者支援に関する事業

(1) 「司法書士直通 被害者もあんしんダイヤル」

引き続き、自信をもって相談対応・受任のできる実務家が育つ場となりたい。当会が醸成してきたマインドを途切れることなく承継（憧憬）していくフィールドでありたい。

(2) 社会情勢の変化に対する柔軟な発想と機敏な行動

目に見える犯罪被害のみならず、事象に隠れている被害や、逆

に被害に隠れている民事事件、家事事件をよく整理して受任イメージを把握する力を醸成する。その上で、ことが起きれば機敏に行動できる組織力を常に意識してこれを養う。

### (3) 警察ほか地域の相談機関との関係

各相談機関間の狭間に陥りやすい事案や対応に配慮が求められるような、まさにプロフェッショナルとしての力量が問われる事案の相談も、(そういう相談こそ)“相談だけ”で終わらせることなく、確実に解決に導くという姿勢が委員には根付いている。

そうした実績が地域における相談機関の信頼を生み、必要不可欠な社会資源としての機能を存分に発揮していきたい。

## 《広報部》

### 1. 広報事業

#### (1) ホームページ等の充実・管理運営

- ・ホームページにて、当会の活動や制度や法令等に関する情報を積極的に発信し、一般市民の方々に、司法書士の業務内容や、身近な街の法律家として市民の方々にとって有用な存在であることを認知していただくよう努める。
- ・災害や社会問題等に対する当会の姿勢を会長声明などにより発信し、市民とともにある法律家としての姿勢をより鮮明に打ち出す。
- ・当会の組織や事業報告等の更新を迅速に行い、信用のおける団体であることを印象付ける。
- ・SNS等を用いた情報発信をするとともに、会員の広報についても支援をする。

#### (2) 広報誌・本会通信等の発刊

- ・従来どおり定期発行を行う。
- ・広報誌は、行政機関等の関係機関や関連団体へ向けて配信する。

#### (3) 広告等の掲載

マスメディア、SNS、ホームページ、既存施設、その他の各種広告媒体等を活用した広報活動を、費用対効果を考慮しつつ実施する。

## 2. 法教育事業

### (1) 法教育講座の開催

新成人、新社会人間近の高校生を主な対象とし、一般的な法律知識の提供のみならず、闇バイトや悪徳商法、詐欺、消費者被害問題などの情報提供も兼ねた法教育講座を行う。講座は、従来の高校生法律講座の開催方法に捉われず、より効果的な開催方法を検討していく。

大学生や社会人、小学生等に対しては、学校や外部団体（労福協、消費者団体等）からの要請があった際に、適宜の内容及び方法にて対応する。

### (2) シニアクラブ等向け法律講座の開催

地域社会との連携を踏まえつつ、シニアクラブ、ボランティア団体、自治体等から要請があった際に、相続登記促進や空き家・所有者不明土地問題等に関する啓発に資する内容の講座を行う。

### (3) 児童養護施設での法教育活動の検討

児童養護施設での法教育活動については、拙速に考えず、引き続き施設や連絡団体との信頼関係の構築を図っていく。施設等から要請があった際には、人権擁護委員会や消費者問題対策委員会等とも連携し、対応する。

## 3. 対外事業推進事業

### (1) 外部団体（法務局、県市町、法テラス、他士業団体等）との定期的な情報交換と交流

外部団体と交流・連携し、新しい制度や取り組み等の広報活動を行うとともに、他団体等の取り組みや活動を内部に周知する。

### (2) 外部団体と連携した各種合同相談会の運営等

外部団体と連携し相談会を開催し、幅広い層に司法書士の存在や役割等を周知する。また、地域社会に貢献する専門家であることを広報する。

## 4. 司法書士養成事業

### (1) 大学等でのガイダンス、相談会の開催

県内の大学や資格予備校等と連携し、定期的にガイダンスや相談会を開催していく。また、インターンの受入や職場見学可能な

会員事務所情報の共有なども検討する。

(2) 大学への講師派遣、授業の開催

県内の大学から要請があった場合に、授業に講師を派遣する。  
また、各大学と協議のうえ寄附講座の開催も検討する。

## 《研修部》

### 1. 会員研修

(1) 単位制研修

相続登記促進事業の一環として、民法、不動産登記法関係の研修会は継続して実施する。他分野もバランスを考慮するとともに、関係団体との共催による研修会も企画する。倫理研修は2回以上実施する。

WEB配信の業者委託については継続する。

(2) 年次制研修

年2回実施する。

(3) 支部との連携

研修会情報の共有を図る。

また、一定の単位数以上の研修会を開催した支部に対し助成金を交付し、会員にとって参加しやすい支部研修の企画促進を図る。

(4) 研修単位未取得会員への対応

単位未取得者会員に対する指導要領に基づき、必要な連絡等を実施する。12月末を目途に取得単位数を集計し、所定の単位数に達していない会員に対して研修を受講するよう促す。

### 2. 新人研修

(1) 集合研修

中央新人研修、関東ブロック新人研修で扱わない分野を補い、司法書士実務に直結する内容の講義を実施する。集合形式での開催を継続する。

(2) 配属研修

日司連の委託事業である配属研修は、司法書士の職責及び社会的使命を自覚するとともに、法律に関する理論及び実務を身に付けることを目的として実施するものである。配属研修が充実した

ものとなるよう、受講対象者に対しては「新人研修説明会」、指導員に対しては「配属研修指導員ガイダンス」を実施し、配属研修の意義の確認や注意事項の説明等を行う。

## 《相談事業部》

### 1. 「司法書士総合相談センターしずおか」の運営その他の相談関連事業

常設相談を通じて、地道ではあるが相談者にとって具体的な解決につながるよう一つ一つの相談に対して適切に対応していく。また、司法書士による解決を具現化するため、相談員に対してこれまで以上に直接受任や配てんすることを促していく。さらに、昨年度に引続き相談センターの運営方法について検討する。具体的には、下記に列挙した事業及びこれらに関連付随する事業を行う。

- (1) 常設電話相談・面談相談の実施
- (2) 相談センター当番表の作成
- (3) 相談員増員に向けた相談員勧誘
- (4) 相談員体験制度の運営
- (5) 外部からの相談員派遣要請の対応
- (6) 相談センターの運営方法の見直しの検討
- (7) 他士業等との合同相談の実施・検討
- (8) その他各種相談会の実施

### 2. 静岡県司法書士会調停センターふらっとによる裁判外紛争解決事業

これまでと同様、利用申し込みされた事件について適切かつ丁寧に対応し、ふらっとに対する信頼の構築に努めていく。また、「特定和解」制度の導入を含めた制度の周知徹底を図り、利用件数の増加に繋がる広報活動を行っていく。その他、弁護士との関与を受ける140万円超の民事事件や遺産分割等の家事紛争を対象とした裁判外での紛争解決を行う。具体的には、下記に列挙した事業及びこれらに関連付随する事業を行う。

- (1) 調停の実施
- (2) 手続実施者及び事件管理者の養成
- (3) 広報活動

### **3. 消費者問題対策事業**

内外に対する関連情報の提供、外部団体との連携事業を中心に事業を行っていく。具体的には、下記に列挙した事業及びこれらに関連付随する事業を行う。

- (1) 消費者生活相談員や消費者行政に関わる方を主な対象とした消費者問題シリーズ研修の実施
- (2) 消費者問題ネットワークしずおか、特定非営利活動法人しずおか消費者ユニオンとの連携事業
- (3) 会員の消費者問題相談室であるCCRの運営
- (4) 債務整理事件の処理に関する規則及び債務整理事件の処理に関する指針の改正の検討

### **4. 裁判業務推進事業**

民事訴訟のIT化導入に向けて会員へ有益な情報を提供できるよう、裁判所との連携をはじめ関係機関からの情報収集に努め、会員向け勉強会情報を発信する。

また、民事裁判受任促進の施策として、認定審査合格のための勉強会を企画開催する。